

宇宙航空研究開発機構主務大臣評価 第5期中長期目標期間実績一覧

評価項目		各府省担当評価項目				令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	第5期見込	第5期実績
		内閣府	総務省	文科省	経産省	(JAXA自己評価)	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣
I. 1	宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクト及び研究開発の実施	○	○	○	○	B									
I. 1. 1	宇宙安全保障への貢献					b									
I. 1. 2	地球観測・通信・測位					a									
I. 1. 3	宇宙科学・探査 ※1					a									
I. 1. 4	地球低軌道・月面における持続的な有人活動					a									
I. 1. 5	宇宙輸送					c									
I. 1. 6	新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支える取組					b									
I. 2	官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組	○	○	○	○	B									
I. 3	宇宙戦略基金の活用	○	○	○	○	B									
I. 4	航空産業振興及び社会課題解決に資する航空科学技術に関する取組	-	-	○	-	A									
I. 5	宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	○	○	○	○	B									
I. 5. 1	システムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保 ※2					b									
I. 5. 2	国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進及び調査分析					b									
I. 5. 3	社会の理解増進及び次世代を担う人材育成への貢献					a									
I. 5. 4	情報システムの活用と情報セキュリティの確保 ※2					b									
I. 5. 5	施設及び設備に関する事項 ※2					b									
II	業務運営の改善・効率化に関する事項	-	○	○	-	B									
III	財務内容の改善に関する事項	-	○	○	-	B									
IV	その他業務運営に関する重要事項	-	○	○	-	B									

※1 I.1.3「宇宙科学・探査」のうち、「宇宙科学に関する学術研究」については文部科学省のみが評価を担当。
※2 I.5.1「システムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保」、I.5.4「情報システムの活用と情報セキュリティの確保」、I.5.5「施設及び設備に関する事項」については総務省及び文部科学省のみが評価を担当。

【参考】宇宙航空研究開発機構主務大臣評価 第4期中長期目標期間実績一覧

評価項目		各府省担当評価項目 （●は部分的に所掌）				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	第4期見込	第4期実績
		内閣府	総務省	文科省	経産省	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣
III. 3	宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施	○	○	○	●	A	A	A	A	B	A	A	A	A
III. 3. 1	準天頂衛星システム（旧：3.1 準天頂衛星システム等）	○	○	○	○	B	B	B	A	A	S	A	A	A
III. 3. 2	海洋状況把握・早期警戒機能等	○	○	○		A	A	A	A	A	A	A	A	A
III. 3. 3	宇宙システム全体の機能保証強化	○	○	○		B	B	B	B	A	B	B	B	B
III. 3. 4	宇宙状況把握	○	○	○		B	B	A	A	S	A	A	A	A
III. 3. 5	次世代通信サービス（旧：3.10 衛星通信等の技術実証）	○	○	○	○	B	B	A	B	B	B	A	B	B
III. 3. 6	リモートセンシング（旧：3.5 衛星リモートセンシング）	○	○	○	○	S	S	S	S	A	S	S	S	S
III. 3. 7	人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術（追跡運用技術、環境試験技術等）	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A
III. 3. 8	宇宙科学・探査※1	○	○	○	○	S	S	S	S	S	S	S	S	S
III. 3. 9	月面における持続的な有人活動（旧：3.7 国際宇宙探査）	○	○	○	○	A	A	A	B	A	A	A	A	A
III. 3. 10	地球低軌道活動（旧：3.8 ISS を含む地球低軌道活動）	○	○	○	○	A	A	A	A	C	A	B	A	A
III. 3. 11	宇宙輸送（旧：3.9 宇宙輸送システム）	○	○	○	○	A	B	B	C	C	A	B	B	B
III. 4	宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組	○	○	○	○	S	S	S	A	S	A	A	S	S
III. 4. 1	民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	B	A	A
III. 4. 2	新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化（スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む）	○	○	○	○	S	S	S	A	S	A	A	S	S
III. 5	航空科学技術			○		S	S	S	S	S	S	S	S	S
III. 6	戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化※2	○	○	○	○	－	－	－	－	－	B	B	B	B
III. 7	宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	●	○	○	●	A	A	A	A	A	A	A	A	A
III. 7. 1	国際協力・海外展開の推進及び調査分析	○	○	○	○	A	A	A	A	A	S	A	A	A
III. 7. 2	国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献	○	○	○	○	A	S	A	A	A	A	B	A	A
III. 7. 3	プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保		○	○		A	A	S	B	C	B	B	B	A
III. 7. 4	情報システムの活用と情報セキュリティの確保		○	○		B	A	A	B	A	C	B	B	B
III. 7. 5	施設及び設備に関する事項		○	○		A	S	A	A	A	A	A	A	B
III. 8	情報収集衛星に係る政府からの受託	○	○	○		A	A	A	A	A	S	A	A	A
IV	業務運営の改善・効率化に関する事項		○	○		B	B	B	A	B	B	B	B	A
V	財務内容の改善に関する事項		○	○		B	B	B	B	B	B	B	B	B
VI. 1	内部統制		○	○		B	B	B	B	C	B	B	B	B
VI. 2	人事に関する事項		○	○		B	A	A	A	A	B	B	A	A
VI. 3	中長期目標期間を超える債務負担		○	○		－	－	－	－	－	－	－	B	B
VI. 4	積立金の使途		○	○		－	－	－	－	－	－	－	－	－

※1 III. 3. 8 宇宙科学・探査のうち、「宇宙科学に関する学術研究」については文部科学省のみが評価を担当。

※2 令和5年度の目標変更により新設。

別紙1 評価区分について

(「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定、令和6年11月26日最終改定)より引用)

研究開発に係る事務及び事業についての評価(I 項)

S	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、 <u>適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。</u>
A	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、 <u>適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。</u>
B	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて <u>成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</u>
C	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」または「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
D	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」または「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

研究開発に係る事務及び事業以外についての評価(II 項以降)

【II、III 項(定量的な指標に基づく場合)】

S	国立研究開発法人の活動により、中長期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる (定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A	国立研究開発法人の活動により、中長期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる (定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が120%以上とする。)
B	中長期計画における所期の目標を達成していると認められる (定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
C	中長期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する (定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
D	中長期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める (定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

【IV 項(定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合)】

S	—
A	難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
B	目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)
C	目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)
D	目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

別紙2 各評価区分の具体例

（「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、令和6年11月26日最終改定）より引用）
（主な対象評価項目は、指針とJAXA第5期中長期目標との関連性を加味して事務局にて作成）

S評価の具体例		
指針上の評価軸	指針上の具体例	主な対象評価項目（参考）
成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）	「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など	I .1.3. 宇宙科学・探査 I .1.4. 地球低軌道・月面における持続的な有人活動 I .1.6. 新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支える取組
産業・経済活動の活性化・高度化への貢献	「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など	I .1.1. 宇宙安全保障への貢献 I .1.2. 地球観測・通信・測位 I .1.3. 宇宙科学・探査 I .1.4. 地球低軌道・月面における持続的な有人活動 I .1.5. 宇宙輸送 I .1.6. 新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支える取組 I .2. 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組 I .3. 宇宙戦略基金の活用 I .4. 航空産業振興及び社会課題解決に資する航空科学技術に資する取組
社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献	「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など	I .1.1. 宇宙安全保障への貢献 I .1.2. 地球観測・通信・測位 I .1.4. 地球低軌道・月面における持続的な有人活動
「マネジメント」や「人材育成」	「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など	I .1.3. 宇宙科学・探査 I .5.1. システムズエンジニアリング／プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保 I .5.2. 国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進及び調査分析 I .5.3. 社会の理解増進及び次世代を担う人材育成への貢献 I .5.4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保 I .5.5. 施設及び設備に関する事項 Ⅱ. 業務運営の改善・効率化に関する事項 Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項 Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項

A、B、C、D評価の具体例

- ①□ A評価の判断としては、S評価には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ②□ B評価の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ③□ C評価の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ④□ D評価の判断としては、抜本的見直しを含め特段の工夫・改善の必要性